

令和3年11月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

(令和3年度11月補正予算等関係)

## 交流人口拡大本部

\*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

## 令和3年11月定例会 議案説明資料目次

交流人口拡大本部

### 【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第1号	令和3年度鳥取県一般会計補正予算(第8号)		
	1	補正予算説明資料	(総括表) 観光戦略課
	2	歳入歳出事項別明細書	3 4
	3	節の明細	6
	4	債務負担行為に関する調書	8 9 関西本部 観光戦略課

### 【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第19号	鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約の締結に関する協議について	観光戦略課	10

## 議案説明資料総括表

交流人口拡大本部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
観光戦略課	4,843,672	30,000	4,873,672	30,000				
合計	7,125,745	30,000	7,155,745	30,000				

## 説明

## &lt;観光戦略課&gt;

- ・(新)観光需要回復加速化緊急対策事業(バス旅行商品支援) 30,000千円
- ・[債務負担行為]観光情報提供事業 [10,000千円]

令和3年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費  
3 項 観光費  
1 目 観光費

観光戦略課（内線：7099）  
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)観光需要回復加速化緊急対策事業(バス旅行商品支援)	0	30,000	30,000	30,000				
トータルコスト	0	30,792	30,792	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付業務				
工程表の政策内容	魅力ある観光地づくりと戦略的観光情報の発信							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

大幅に落ち込んだ旅行需要を加速度的に回復させるため、本県への宿泊・周遊を伴うバスツアー造成に対する支援を行う。

2 主な事業内容

鳥取県観光連盟のプロモーターを活用し、県外旅行会社へバス旅行商品造成を働きかける。

(1) 事業期間 令和4年1月1日から3月31日まで

(2) 事業実施主体 公益社団法人鳥取県観光連盟

(3) 支援内容 支援条件を満たす旅行会社がツアー催行した場合の経費を支援する。

区分	対象日	1台当たり補助金額
宿泊あり	土曜日、祝祭日前日	30千円・泊
	以外の日	60千円・泊
宿泊なし	土・日曜日、祝祭日	15千円
	以外の日	30千円

- (4) 支援条件 全ての条件を満たすこと。
- ・バス1台あたり9名以上が乗車すること。
  - ・県内の観光地を2か所以上訪問すること。
  - ・鳥取県観光連盟が指定する食事箇所1回以上の食事利用すること。
  - ・旅行会社1事業所あたりの上限額は、宿泊あり1,000千円、宿泊なし500千円とすること。
  - ・繁忙期(年始)は対象外。

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・新型コロナウイルスの感染拡大により、バス需要を含む旅行需要が急激に落ち込んでいる。県外からの宿泊・周遊を伴うバスツアーへの造成支援により、県外からの団体誘客を図る。
- ・令和3年10月1日から全国に発出されていた緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除されたことにより、バスツアー需要に回復の兆しがあるものの、引き続き、新型コロナウイルスの影響に対する旅行需要の底上げのため、継続的な需要喚起が必要となっている。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

1目 観光費

観光戦略課（内線：7099）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 観光情報提供事業	46,550	0 <small>〔債務負担行為額〕 10,000</small>	46,550 <small>〔債務負担行為額〕 10,000</small>				46,550 <small>〔債務負担行為額〕 10,000</small>	
トータルコスト	74,274	792	75,066	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	3.5人	0.1人	3.6人	マスコミへの情報提供、取材受入等				
工程表の政策内容	魅力ある観光地づくりと戦略的観光情報の発信							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>鳥取県の認知度・好感度を向上させ、鳥取県への誘客につなげるため、マスメディアを活用した情報発信に取り組む。令和4年度当初からの円滑な情報発信を行うため、パブリシティ業務委託の受託者を令和3年度中に決定する必要があることから、債務負担行為を設定するものである。</p>								
2 主な事業内容								
<p>PR会社等を活用して、テレビ番組を中心に鳥取県の魅力を県外に発信するため、業務受託者を決定し、年度当初から切れ目のない情報発信活動に取り組む。</p>								
(スケジュール)								
<p>令和3年12月下旬～令和4年1月下旬 業者決定、露出内容調整、契約          令和4年2月上旬～ テレビ番組招致活動開始          令和4年4月上旬～ テレビ番組招致による情報発信</p>								
3 事業目標・取組状況・改善点								
<p>ポストコロナを見据え、癒し、本県の豊かな自然、アクティビティやサイクリングなどを中心とした鳥取県観光の魅力や食の魅力を効果的に情報発信する。</p> <p>鳥取県への来県が多い関西及び中四国エリアを中心に情報発信をし、近隣県からの誘客促進につなげる。</p>								

令和3年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(交流人口拡大本部)

(単位:千円)

款 項 目	7款 商工費									
	補正前	補正額	補正後	うち交流人口拡大本部						
				補正前	補正額	補正後	3項 観光費			
節	補正前	補正額	補正後				補正前	補正額	補正後	補正前
1 報 酬	54,663		54,663	15,430		15,430	15,430		15,430	
2 給 料	371,122		371,122	137,736		137,736	137,736		137,736	
3 職員手当等	193,463		193,463	71,068		71,068	71,068		71,068	
4 共 済 費	155,656		155,656	48,554		48,554	48,554		48,554	
5 災 害 補 償 費										
6 恩給及び退職年金										
7 報 償 費	2,347,974	1,380	2,349,354	4,320		4,320	4,320		4,320	
8 旅 費	47,681	120	47,801	21,031		21,031	20,851		20,851	
費用弁償	7,885		7,885	3,030		3,030	2,940		2,940	
普通旅費	32,148		32,148	15,811		15,811	15,721		15,721	
特別旅費	7,648	120	7,768	2,190		2,190	2,190		2,190	
9 交 際 費	100		100							
10 需 用 費	43,764		43,764	21,890		21,890	21,500		21,500	
食糧費	8,948		8,948	3,691		3,691	3,671		3,671	
その他の需用費	34,816		34,816	18,199		18,199	17,829		17,829	
11 役 務 費	42,493		42,493	18,868		18,868	18,528		18,528	
12 委 託 料	816,539		816,539	452,825		452,825	438,939		438,939	
13 使用料及び賃借料	142,816		142,816	115,979		115,979	32,856		32,856	
14 工 事 請 負 費	72,541		72,541	23,228		23,228	23,228		23,228	
15 原 材 料 費										
16 公有財産購入費										
17 備 品 購 入 費	2,935		2,935							
18 負担金、補助及び交付金	18,706,629	71,000	18,777,629	4,399,250	30,000	4,429,250	4,377,487	30,000	4,407,487	
19 扶 助 費										
20 貸 付 金	342,324		342,324	6,594		6,594				
21 補償、補填及び賠償金										
22 償還金、利子及び割引料										
23 投資及び出資金										
24 積 立 金										
25 寄 付 金										
26 公 課 費										
27 繰 出 金	32,995		32,995							
予 備 費										
計	23,373,695	72,500	23,446,195	5,336,773	30,000	5,366,773	5,210,497	30,000	5,240,497	
財 源	国庫支出金	7,473,069	41,750	7,514,819	3,912,656	30,000	3,942,656	3,900,061	30,000	3,930,061
	地方債	100,000		100,000	2,000		2,000	2,000		2,000
	その他	4,289,042		4,289,042	16,664		16,664	643		643
内 訳	一般財源	11,511,584	30,750	11,542,334	1,405,453		1,405,453	1,307,793		1,307,793

令和3年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(交流人口拡大本部)

(単位:千円)

款 項 目	交流人口拡大本部合計						
	1目 観光費			補正前	補正額	補正後	
	節	補正前	補正額				補正後
1 報 酬	15,430		15,430	111,552		111,552	
2 給 料	137,736		137,736	340,514		340,514	
3 職員手当等	71,068		71,068	197,721		197,721	
4 共 済 費	48,554		48,554	132,590		132,590	
5 災 害 補 償 費							
6 恩給及び退職年金							
7 報 償 費	4,320		4,320	7,743		7,743	
8 旅 費	20,851		20,851	62,043		62,043	
費用弁償	2,940		2,940	10,418		10,418	
普通旅費	15,721		15,721	37,894		37,894	
特別旅費	2,190		2,190	13,731		13,731	
9 交 際 費				1,000		1,000	
10 需 用 費	21,500		21,500	45,731		45,731	
食糧費	3,671		3,671	9,384		9,384	
その他の需用費	17,829		17,829	36,347		36,347	
11 役 務 費	18,528		18,528	42,140		42,140	
12 委 託 料	438,939		438,939	1,033,196		1,033,196	
13 使用料及び賃借料	32,856		32,856	168,444		168,444	
14 工 事 請 負 費	23,228		23,228	110,018		110,018	
15 原 材 料 費							
16 公有財産購入費							
17 備 品 購 入 費				45		45	
18 負担金、補助及び交付金	4,377,487	30,000	4,407,487	4,679,423	30,000	4,709,423	
19 扶 助 費							
20 貸 付 金				6,594		6,594	
21 補償、補填及び賠償金							
22 償還金、利子及び割引料							
23 投資及び出資金							
24 積 立 金				186,991		186,991	
25 寄 付 金							
26 公 課 費							
27 繰 出 金							
予 備 費							
計	5,210,497	30,000	5,240,497	7,125,745	30,000	7,155,745	
財 源 内 訳	国庫支出金	3,900,061	30,000	3,930,061	4,038,195	30,000	4,068,195
	地方債	2,000		2,000	109,000		109,000
	その他	643		643	107,819		107,819
	一般財源	1,307,793		1,307,793	2,870,731		2,870,731

## 節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
7款	商工費	
	3項 観光費	
	1目 観光費	
	負担金、補助 及び交付金	30,000
	観光需要回復加速化緊急対策事業補助金(バス旅行商品支援)	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	課名	限度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
			期間	金額	期間	金額	特 定 財 源			一般財源
							国庫支出金	地方債	その他	
令和3年度 関西本部管理運営費	関西本部	千円 339		千円	令和4年度から 令和6年度まで	千円 339	千円	千円	千円	千円 339
令和3年度 観光情報提供事業	観光戦略課	10,000			令和4年度	10,000				10,000

<p>条例名等</p>	<p>鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約の締結に関する協議について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>鳥取県と鳥取市が連携して事務を処理することにより、鳥取砂丘の貴重な自然・景観を保全し、それを活用した鳥取砂丘全体の観光振興、活性化に向けて一体的かつ継続的に事業を実施することを目的とし、取組の基本的な方針及び役割分担を定めた連携協約の締結に向けた協議を行うことについて、地方自治法252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 連携する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取砂丘の観光振興の推進</li> <li>・鳥取砂丘の保全と利活用</li> <li>・鳥取砂丘西側エリアにおける滞在環境の上質化の推進</li> <li>・鳥取砂丘の交通環境の整備</li> <li>・情報共有の推進</li> </ul> <p>(2) 連携協約の発効 令和4年1月1日</p> <p>(3) スケジュール</p> <p>12月 知事・市長による連携協約の締結</p> <p>&lt;参考：地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)抜粋&gt;</p> <p>(連携協約)</p> <p>第252条の2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たっての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約(以下「連携協約」という。)を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。</p> <p>2 普通地方公共団体は、連携協約を締結したときは、その旨及び当該連携協約を告示するとともに、都道府県が締結したものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p>

## 鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約（案）

### （目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）と鳥取市（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、鳥取砂丘の貴重な自然・景観を保全し、それを活用した鳥取砂丘全体の観光振興、活性化に向けて一体的かつ継続的に事業を実施するための基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に定めるところにより相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

### （連携事業の推進）

第3条 甲及び乙は、次に掲げるとおり、互いに連携して円滑に鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全を推進する。

#### （1）鳥取砂丘の観光振興の推進

甲及び乙は、連携して国内外からの誘客など鳥取砂丘の観光振興に向けた取組を行う。

#### （2）鳥取砂丘の保全と利活用

甲及び乙は、連携して鳥取砂丘の自然・景観の保全を図り、砂丘利用者の理解を深めるための施策及び鳥取砂丘の自然・風景・歴史文化の利活用等を総合的に推進する。

#### （3）鳥取砂丘西側エリアにおける滞在環境の上質化の推進

乙は、甲と連携し、鳥取砂丘西側エリアにおける滞在環境の上質化に向けた取組を行う。

#### （4）鳥取砂丘の交通環境の整備

甲及び乙は、連携して鳥取砂丘及び周辺エリアの周遊や駐車場の確保、交通渋滞対策等に向けた環境の整備を行う。

#### （5）情報共有の推進

甲及び乙は、前各号に規定する役割分担を円滑に進めるため、相互に必要な情報の共有を行う。

### （経費負担）

第4条 前条の規定に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し負担するものとし、これによりがたい場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

### （協議）

第5条 甲及び乙は、必要に応じて協議の場を設定し、課題の検討を行うものとする。

### （発効）

第6条 この協約は、令和4年1月1日に効力を生ずる。